

令和 7 年 3 月 24 日

指定地域密着型サービス事業者 代表者 様
指定サービス・活動事業者 代表者 様

練馬区高齢施策担当部
介護保険課長 阿部 卓也
(公印省略)

令和 7 年度「介護職員等処遇改善加算」関係書類の届出について（通知）

日頃より、当区の介護保険事業の運営にご理解とご協力をいただきまして、真にありがとうございます。

令和 7 年度に「介護職員等処遇改善加算」を算定する場合は、下記のとおり関係書類のご提出をお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

令和 6 年度介護報酬改定においては、処遇改善に係る加算の一本化を行い、介護職員等処遇改善加算を創設するとともに、その創設にあたって、加算率の更なる引上げおよび配分方法の工夫を行いました。

令和 7 年度においては、事業者の処遇改善加算の更なる取得促進に向けて、事業者の事務負担等に配慮し、以下のとおり緩和措置を設けることとされています。

- (1) キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲについて、令和 7 年度中に取得要件を取得することを誓約した場合は、令和 7 年度当初から要件を満たしたものと取り扱われます。(令和 6 年度の誓約を満たしていない場合でも、引き続き令和 7 年度に誓約を行えば要件を満たします。)
- (2) キャリアパス要件Ⅳについて、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合は適用が除外されます。
- (3) 職場環境等要件について、令和 7 年度中に要件を整備することを誓約した場合は、令和 7 年度当初から要件を満たしたものと取り扱われます。
- (4) 東京都に対して、介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和 7 年度における職場環境等要件に係る適用が猶予されます。

2 介護職員等処遇改善加算Ⅴの経過措置の終了について

令和 6 年度介護報酬改定における処遇改善加算の再編・統合に伴う激変緩和措置として設けられた介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)～(14)につきましては、令和 7 年 3 月 31 日をもって終了します。**令和 7 年 4 月 1 日以降は加算Ⅴ(1)～(14)を算定することはできません**ので、加算区分の変更手続きをお願いいたします。介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)～(14)の移行パターンにつきましては、別紙をご確認ください。

3 提出書類および提出期限

(1) 介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書について【加算を算定する全ての事業者】

ア 令和7年4月または5月から加算を算定する場合

令和7年4月15日（火）【必着】

イ 令和7年6月以降に加算を算定する場合

加算を算定する月の前々月の末日【必着】

（例）令和7年6月1日算定の場合は、令和7年4月30日（水）まで

(2) 加算届について【新規または区分変更の場合のみ】

ア 令和7年4月または5月から加算を算定または区分を変更する場合

令和7年4月15日（火）【必着】

※（介護予防）認知症対応型共同生活介護も同様

イ 令和7年6月以降に加算を算定または区分を変更する場合

加算を算定する月の前月の15日まで【必着】

※（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、加算を算定する月の1日まで【必着】

※ 令和7年度の介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書の様式は、介護人材確保・職場環境等事業計画書の様式と一体化しております。記入方法については、厚生労働省の動画等をご確認ください。

なお、練馬区では、介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）の申請受付を行っていません。介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）を申請する場合は、介護人材確保・職場環境等事業計画書を東京都にご提出ください。

＜【動画】令和7年度の介護職員等処遇改善加算と介護人材確保・職場環境改善等事業の計画書の記入方法について（厚生労働省）＞

<https://www.youtube.com/watch?v=FyClp0BqXgo>

4 介護職員処遇改善加算等取得に関する無料相談窓口

社会保険労務士が、加算取得に向けた書類作成等の支援を無料で実施しております。

東京都社会保険労務士会ホームページ <https://x.gd/3npCu>

処遇改善加算相談窓口 0120-179-117（毎週月・水・金（祝日を除く）9:30～16:30）

5 その他

提出書類の様式は、練馬区ホームページからダウンロードをしてご使用ください。

提出は、電子申請・受付システム、郵送または電子メールにて受け付けます。

【地域密着型サービス】

練馬区ホームページ（トップページ）⇒ サイトマップ⇒ 申請書ダウンロード
⇒ 介護保険（申請書ダウンロード） ⇒ 「事業所運営に関する申請書」
⇒ 【地域密着型サービス事業者 変更届・加算届】内

【総合事業】

練馬区ホームページ（トップページ）⇒ 保健・福祉 ⇒ 介護保険
⇒ 事業者向け ⇒ 総合事業関係
⇒ 【介護予防・日常生活支援総合事業 変更届・加算届】内

6 問合せおよび提出先

高齢施策担当部介護保険課事業者指定係

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所東庁舎 4 階

電話 03-5984-1461 (直通)

メール KAIGO15@city.nerima.tokyo.jp

加算Ⅴからの移行パターン（令和7年4月に移行する場合）

○ これまでベースアップ等支援加算を取得していた事業所

現行の 加算区分	移行後の 加算区分	月額賃金改善要件		キャリアパス要件					職場環境等要件		
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	①	②	③
加算Ⅴ(2)	加算Ⅰ	◎	—	○	○	△	○	○	—	△	△
加算Ⅴ(4)	加算Ⅱ	◎	—	○	○	△	○	—	—	△	△
	加算Ⅰ	◎	—	○	○	△	○	◎	—	△	△
加算Ⅴ(7)	加算Ⅰ	◎	—	△	△	△	○	○	—	△	△
加算Ⅴ(9)	加算Ⅱ	◎	—	△	△	△	○	—	—	△	△
	加算Ⅰ	◎	—	△	△	△	○	◎	—	△	△
加算Ⅴ(13)	加算Ⅳ	◎	—	△	△	—	—	—	△	—	—
	加算Ⅲ	◎	—	△	△	△	—	—	△	—	—
	加算Ⅱ	◎	—	△	△	△	◎	—	—	△	△
	加算Ⅰ	◎	—	△	△	△	◎	◎	—	△	△

○ これまでベースアップ等支援加算を取得していなかった事業所

現行の 加算区分	移行後の 加算区分	月額賃金改善要件		キャリアパス要件					職場環境等要件		
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	①	②	③
加算Ⅴ(1)	加算Ⅰ	◎	◎	○	○	○	○	○	—	△	△
加算Ⅴ(3)	加算Ⅱ	◎	◎	○	○	○	○	—	—	△	△
	加算Ⅰ	◎	◎	○	○	○	○	◎	—	△	△
加算Ⅴ(5)	加算Ⅰ	◎	◎	○	○	△	○	○	—	△	△
加算Ⅴ(6)	加算Ⅱ	◎	◎	○	○	△	○	—	—	△	△
	加算Ⅰ	◎	◎	○	○	△	○	◎	—	△	△
加算Ⅴ(8)	加算Ⅲ	◎	◎	○	○	○	—	—	△	—	—
	加算Ⅱ	◎	◎	○	○	○	◎	—	—	△	△
	加算Ⅰ	◎	◎	○	○	○	◎	◎	—	△	△
加算Ⅴ(10)	加算Ⅰ	◎	◎	△	△	△	○	○	—	△	△
加算Ⅴ(11)	加算Ⅳ	◎	◎	○	○	—	—	—	△	—	—
	加算Ⅲ	◎	◎	○	○	△	—	—	△	—	—
	加算Ⅱ	◎	◎	○	○	△	◎	—	—	△	△
	加算Ⅰ	◎	◎	○	○	△	◎	◎	—	△	△
加算Ⅴ(12)	加算Ⅱ	◎	◎	△	△	△	○	—	—	△	△
	加算Ⅰ	◎	◎	△	△	△	○	◎	—	△	△
加算Ⅴ(14)	加算Ⅳ	◎	◎	△	△	—	—	—	△	—	—
	加算Ⅲ	◎	◎	△	△	△	—	—	△	—	—
	加算Ⅱ	◎	◎	△	△	△	◎	—	—	△	△
	加算Ⅰ	◎	◎	△	△	△	◎	◎	—	△	△

◎	対象の加算を取得する場合に 新たに 満たす必要のある要件
△	「令和7年度内の対応の誓約」により7年度当初から満たしたことから差し支えない要件
○	算定のために満たす必要のある要件
—	対象の加算を取得する場合は算定要件ではない要件

各要件の概要

月額賃金改善要件Ⅰ	新加算Ⅳに相当する加算額の2分の1以上を、基本給又は決まって毎月支払われる手当の改善に充てること。 ※令和7年度より適用されます。
月額賃金改善要件Ⅱ	旧介護職員等ベースアップ等支援加算に相当する加算額の3分の2以上を、基本給又は決まって毎月支払われる手当の改善に充てること。 ※初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する事業年度のみ適用される。
キャリアパス要件Ⅰ	介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備すること。 ※経過措置の延長により、令和7年度以降も誓約により満たしたものとします。
キャリアパス要件Ⅱ	介護職員の資質向上の目標や、研修機会の提供等又は資格取得のための支援に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。 ※経過措置の延長により、令和7年度以降も誓約により満たしたものとします。
キャリアパス要件Ⅲ	介護職員について経験や資格等に応じて昇給する等の仕組みを整備すること。 ※経過措置の延長により、令和7年度以降も誓約により満たしたものとします。
キャリアパス要件Ⅳ	経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること。 ※例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合は適用除外。
キャリアパス要件Ⅴ	一定割合以上の介護福祉士等を配置すること。
職場環境等要件①	6つの区分ごとにそれぞれ1つ以上（「生産性向上」の区分は2つ以上）の取組を実施すること。 ※令和7年度中に要件整備を行う誓約をすることで、職場環境等要件を満たしたものとします。 ※「介護人材確保・職場環境改善等事業」を申請している事業所においては、職場環境等要件を満たしたものとします。
職場環境等要件②	6つの区分ごとにそれぞれ2つ以上（「生産性向上」の区分は3つ以上かつ一部は必須）の取組を実施すること。 ※令和7年度中に要件整備を行う誓約をすることで、職場環境等要件を満たしたものとします。 ※「介護人材確保・職場環境改善等事業」を申請している事業所においては、職場環境等要件を満たしたものとします。
職場環境等要件③	情報公表システム等において実施した取組の内容について具体的に公表すること。